



MMC インフォメーション

こんにちは！ 所長の森田です。
今回はコロナ感染症に係る支援策として、「固定資産税の減免」また、令和2年度年末調整における主な変更点についてご案内します。



所長 森田 高史

令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

事業収入が減少した事業者の方に対する、事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置です。

減免対象者：中小企業・個人事業者等であって、令和2年2月～10月において以下のいずれかに該当するもの。

- ①連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で**30%以上50%未満**減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で**50%以上**減少

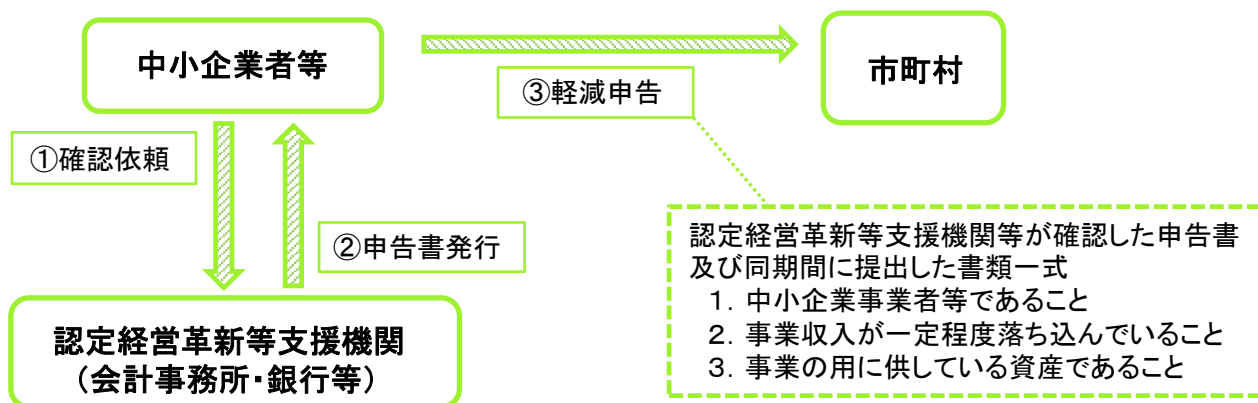
減免額：2021年度の事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税及び事業用家屋に対する都市計画税（土地、自宅は対象外）を

- ①の場合、**1/2減額**
- ②の場合、**全額免除**

申告手続き：認定経営革新等支援機関（会計事務所、銀行等）で要件を満たしているかどうかの確認を受けた後、必要書類を添付して各市町村の資産税課へ提出する。（電子申告も可能）

申告期間：令和3年1月4日から令和3年2月1日

<申告の流れ>



令和2年度年末調整における変更点

①基礎控除

すべての納税者につき一律38万円が控除できる基礎控除額は、本年度より**10万円引き上げ**られ48万円になります。(給与所得金額が2,000万円を超える方は年末調整対象者ではありませんが、基礎控除額は合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に減額が行われ、合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除が0円になります)

②給与所得控除

給与から一定額を差し引くことができる給与所得控除額は、本年度より一律**10万円引き下げ**られます。(給与所得金額が850万円を超える場合は、控除額が一律195万円となります)

※①の基礎控除の引き上げと②の給与所得控除の引き下げが同時に行われるため、給与所得金額が850万円以下の方には所得税額に実質的な影響を及ぼしません。

③所得金額調整控除(新設)

給与所得が850万円超の給与所得者のうち、以下の要件のいずれかに該当する場合には**最大15万円控除**されます。

1. 本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族が特別障害者であること
2. 扶養親族が23歳未満であること

④寡婦・ひとり親控除(新設)

寡婦・ひとり親控除につきましては、要件が複雑なため、下記の表を参考にしてください。

本人		所得要件	親族	控除額	控除の種類
状況(注1)					
女性	夫と離婚した後婚姻をしていない	合計所得金額500万円以下	子以外の扶養親族を有する	27万円	寡婦控除
	夫と死別した後婚姻をしていない、夫の生死が明らかでない		子以外の扶養親族を有する	27万円	
			扶養親族を有しない	27万円	
男性・女性	・配偶者と離婚した後婚姻をしていない ・配偶者と死別した後婚姻をしていない、配偶者の生死が明らかでない ・未婚		課税標準の合計額が48万円以下の同一生計の子を有する(注2)	35万円	ひとり親控除

(注1)住民票で事実婚が明記されている場合を除きます

(注2)他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除きます。